

「令和3年度シンガポール向け輸出 Web 商談会」参加企業 募集要項

(公財) とくしま産業振興機構及び徳島県では、シンガポール市場での徳島県産食品の販路開拓・拡大を目指し、現地バイヤーとの Web 商談会を開催します。

つきましては、参加事業者を募集しますので、シンガポール市場への販路開拓に積極的に取り組みたい企業は、ぜひお申し込みください。

なお、当商談会で成約となった商品について、バイヤーの経営する日本食スーパーで令和4年2月～3月に開催するフェアにおいて、店頭特別販売を実施します。

1. 商談会概要

■ 日時：令和3年10月26日(火) 11:00～16:00

■ 会場：公益財団法人とくしま産業振興機構 研修室
(徳島市南末広町5番8-8号徳島経済産業会館2階)

■ 募集企業数：5社程度(予定)

■ 参加費用：商談会への参加料は無料です。

※オンラインでの商談となりますので、事前にシンガポールへ商品サンプルを送ります。
その際の商品サンプル代、輸送料(徳島～神戸港)等の経費はご負担ください。

■ 留意事項：成約につなげるため、事前にシンガポールへ商品サンプルを送り、バイヤーによる商品の選定を行います。その選定結果によっては、商談会への参加をお断りすることもありますので御了承ください。

2. 商談内容

■ 商談相手：TANESEI TRADING pte., ltd. 《現地輸入商社》
タテイシ通商株式会社 《国内取引会社》

バイヤーの概要
TANESEI TRADING pte., ltd. (タネセイ トレーディング)
○所在地 8A Admiralty Street Food Xchange #01-23 Singapore (シンガポール、フードエクステンジ #01-23、アドミラルティ通り 8A)
○事業内容 日系の食品輸入・卸・コンサルティング
○企業概要 シンガポールで現地高級スーパー、高級百貨店等に幅広い販路を持つ日系輸入食品卸・販売業者。日本食品スーパー、居酒屋も経営している。
○商流 県内事業者様⇒タテイシ通商(日本側輸出) ⇒TANESEI TRADING pte., ltd. (シンガポール側輸入卸) ⇒現地小売店・レストラン等

■ 商談時間：1社20分程度を予定

■ 取扱商品：加工食品、冷凍・冷蔵食材、菓子等の一般食材

※小ロット対応ができる商品、賞味期限が少なくとも120日以上ある商品が望ましい。

バイヤーが特に希望している商品	
●スナック類、ナッツ、珍味	●デザート類、冷凍デザート、ゼリー
●スープ、インスタントラーメン	●冷凍国産野菜、国産乾物

3. 参加条件

- (1) 徳島県内に本社及び事業所を有する食品製造業者であること。
- (2) シンガポールにおける輸入規制・検疫条件を満たしており、輸出可能な商品であること。
- (3) 商談会の開催に際し、必要な会社及び商品に関する情報を、迅速かつ正確に提供できること。
(いただいた情報は、事業実施に必要な範囲でバイヤーに提示させていただきます。また、事業実施以外の目的で使用することはありません。)
- (4) 商談会には必ず価格交渉や意思決定ができる経営者又は社員が参加し、商品の説明（「安全・安心」への取り組み等を含む）や商談（価格や納期など具体的な取引条件の提示）が可能であること。
- (5) 商談成約の場合には速やかに商品の供給・輸出ができる体制が整備されており、輸出に際しては日本及びシンガポールの関係する法令を順守し、必要な書類の準備や手続きが可能であること。（商品ラベルの英語表記等を含む）
- (6) 商談成約の場合には、バイヤーの経営する日本食スーパーで令和4年2月～3月に開催するフェアにおいて、オファー価格（通常価格の5～10%程度割引した価格）での提供が可能であること。
- (7) 食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJIS規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (8) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (9) 厚生労働省が掲げるHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号の規定に該当する者でないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (12) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (13) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ① 成年被後見人または被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (15) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (16) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (17) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (18) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

4. 申込方法

- (1) 提出書類
「参加申込書」及び「会社概要（企業パンフレット等）」をメールもしくはFAXで提出してください。
- (2) 申込期限
令和3年7月30日（金）
- (3) 申し込み先・問い合わせ先
公益財団法人とくしま産業振興機構 成長戦略推進部 担当：藤本
〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階
TEL:088-654-0102 FAX:088-653-7910 E-mail: sinkou@our-think.or.jp